

# 市の誕生です

- 新しい市の誕生です .....2  
ごみの分別が一部変更になります  
広報くしろ いま・むかし
- 合併まで待てない .....4  
もっと知りたいみんなのまち
- Art Spirit/くしろの造形4 .....6  
米坂ヒデノリ
- 釧路市芸術祭 .....7  
くしろスポーツフェスティバル2005
- くしろ健康まつり2005 .....8
- インフルエンザ対策 .....10
- 虫歯を予防しましょう .....12
- わたしたちのまちの財政状況 .....14  
介護保険施設などの利用料が変わります
- 職員の給与などのあらまし .....16
- 国民年金の給付 .....19
- 男女平等に関するアンケート結果 .....20
- ふるさと人・私のイチオシ! .....22
- 市からのお知らせ .....23  
催し 募集 保険・年金・税  
環境 福祉 健康 子育て  
その他 生涯学習インフォメーション
- 市民のひろば .....31
- シリーズ くしろとくじら .....32  
今月のくしろ大好き!!探検隊  
放送予定とクイズ ほか

### 総務大臣の告示

7月8日(金)、北海道知事から、3市町に対し、合併の決定書が交付されました。

また、8月19日(金)には、総務大臣から3市町合併の告示がなされ、これをもって合併のための法的な手続きは終了しました。

### 第4回合併協議会開催

9月2日(金)、第4回合併協議会が開催されました。

協議会では、合併時までに調整するとしていた課題や、合併に向けた準備の状況などについて報告が行われました。

また、合併協議会を廃止することについて協議されました。

### ○総務省告示第九百五十号 市町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第一項の規定により、釧路市、阿寒郡阿寒町及び白糠郡音別町を廃し、その区域をもって釧路市を設置する旨、北海道知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年十月十一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年八月十九日

総務大臣 麻生 太郎

### ○主な報告事項

・新市での議員定数は34人とするが、在任特例期間終了後(平成19年5月)の最初の選挙に限り、旧市町ごとに選挙区を設けるとし、選挙区ごとの定数については、合併時までに調整するとしていましたが、選挙区ごとの定数は旧釧路市29人、旧阿寒町3人、旧音別町2人と決まりました。

・新市長が選挙される10月23日(日)までの間、市長の職務を代行する市長職務執行者は、中島阿寒町長とする

ことで、3市町長の協議が整いました。

### 人口統計

(8月31日現在 外国人登録含む)

人口 186,542人

世帯数 88,195世帯

### 市民憲章

- 一、元気で働き、  
豊かなまちをつくりましょう。
  - 一、きまりを守り、  
明るいまちをつくりましょう。
  - 一、緑を育て、  
きれいなまちをつくりましょう。
  - 一、言葉を優しく、  
暖かいまちをつくりましょう。
  - 一、子どもを愛し、あわせな  
まちをつくりましょう。
  - 一、文化を高め、  
平和なまちをつくりましょう。
- (昭和39年5月3日制定)

行政サービスの各種手続きなどについては、先日の配布した「新釧路市ガイドブック」をご活用ください。阿寒・音別地区にお住まいの方は、今号の広報誌に掲載した事業などの詳細については、それぞれ担当部署へお問い合わせください。

問合せ先 市役所企画課企画担当  
TEL31-4502 FAX22-4473  
E-mail ku120501@city.kushiro.hokkaido.jp  
URL http://www.city.kushiro.hokkaido.jp/  
kikaku/gappei/

この決定をもとに、3市町それぞれの議会の議決を経て廃止します。

○協議会の廃止  
10月11日(火)に3市町が合併することに伴い、10月10日(月)をもって合併協議会を廃止することが提案され、承認されました。

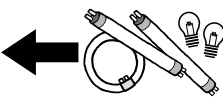
・阿寒町、音別町の行政センター長は、部長職以上とされてきましたが、当面の間、地域における行政の代表として特別職を設置することが必要であるとの判断から、特別参与(臨時の特別職)として、新市長が任命することとなりました。

**新市誕生に伴い  
ごみの分別が一部変更になります**

10月11日(火)


**新しい**

**有害ごみ**



今まで不燃ごみに分別していた蛍光管・電球は有害ごみになりますので、購入時のケースなどに入れて、ほかのごみとは分けて、不燃ごみの日に出してください。

**可燃ごみ**



「プラスチック製容器包装」(今年4月から新しい資源物となっていた容器包装)ではないプラスチック製品(バケツやおもちゃなど)は、不燃ごみから可燃ごみに変更になります。

**プラスチック製品が可燃ごみに**

「ごみの分別についてのお問い合わせは市役所廃棄物対策課(TEL 31-4551 / 31-4588)まで

※不燃ごみの指定ごみ袋には「プラスチック製品」の絵が入っていますが、在庫がなくなり次第、新しい図柄の袋に更新します。現在ご使用いただいている袋も引き続きご使用できます。

**新しい分別帳を配布します**

昨年10月に「ごみ排出ルールハンドブック/ごみ分別早見表」を各家庭に配布しましたが、分別が変更になったことから、新しい分別帳を配布しています。

10月7日までに全家庭に配布予定です。



表紙の色はピンクになります

**有害ごみは通常の排出時に**

乾電池、水銀体温計、蛍光管・電球の有害ごみについては、ご家庭のものであっても、ごみ最終処分場に持ち込みできませんので、通常の不燃ごみ収集日に排出してください。

なお、事業所から排出される乾電池は、産業廃棄物になりますので、ごみ最終処分場に持ち込みできません。

合併後の広報誌の配布方法(新聞折込ほか各公共施設設置)は、今までと変わりません。

昭和27年、市制施行30周年を機に発刊された広報くしろは、市政の活動を伝え、市と市民生活とを結びつけ、時代とともに変遷しながら、今年で57年になります。

来月からは、新市誕生に伴い、新しい広報誌の発行となります。誌面構成などを見直し、市民参加を進めるような内容を検討中です。これまで以上に皆さんに親しまれ、読みやすい広報誌を目指しますのでご期待ください。



**新市第1号 ?**

**新広報誌発行日まで待てない!**

<p>893号 (H15.7.1)</p>  <p>A4判</p> <p>平成15年7月～現在/主に24ページ</p>	<p>253号 (S43.4.15)</p>  <p>B4判変型</p> <p>昭和43年4月～/1日号8ページ・15日号4ページ/昭和51年4月から毎月1回1日発行</p>	<p>202号 (S41.3.1)</p>  <p>表紙のグラビア化</p> <p>昭和41年3月～/4～8ページ(主に4ページ)/昭和41年より毎月2回1日・15日発行</p>	<p>創刊号 (S27.4.25)</p>  <p>タブロイド判</p> <p>昭和27年4月～/2ページ(創刊号・昭和32年以降は4ページ/毎月1回25日発行(昭和28年6月から毎月1日発行))</p>
--	--	---	---